

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2025年2月28日野村DC・PIMCO・  
世界インカム戦略ファンド  
(為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

## 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

## 三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |      |                  |                      |                       |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|------|------------------|----------------------|-----------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態                 | 為替ヘッジ                 |
| 追加型     | 内外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | あり<br>(部分ヘッジ<br>(高位)) |

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)  
でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年1月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：64兆9727億円（2024年12月30日現在）

この目論見書により行なう野村DC・PIMCO・世界インカム戦略ファンド（為替ヘッジあり）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月27日に関東財務局長に提出しており、2025年2月28日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

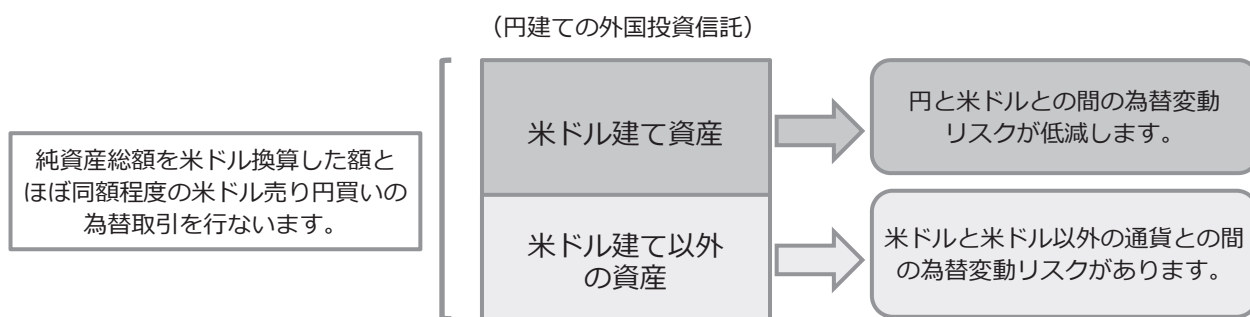
※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

- 円建ての外国投資信託「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」および国内投資信託「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を投資対象とします。
- ◆投資する「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」において、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

### ■ 為替取引のイメージ ■

- 米ドル建て以外の資産（通貨）についても「米ドル売り円買い」の為替取引を行ないます。そのため、米ドル建て以外の資産については、米ドルと米ドル以外の通貨との間の為替変動リスクがあります。



※詳しくは後述の「為替変動リスク」をご覧ください。

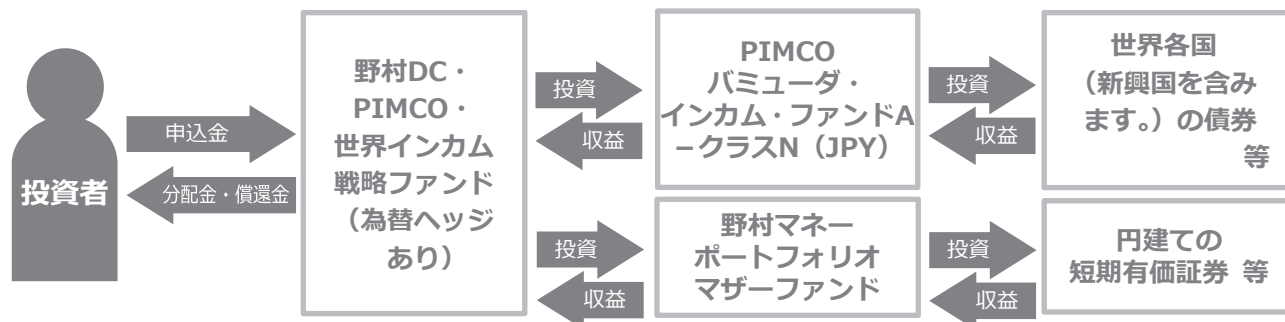


# ファンドの目的・特色

- 通常の場合においては、「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」への投資を中心とします\*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

\*通常の場合においては、「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



## 運用の権限の委託

運用にあたっては、ピムコジャパンリミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

|        |               |
|--------|---------------|
| 委託する範囲 | 外国投資信託受益証券の運用 |
| 委託先名称  | ピムコジャパンリミテッド  |
| 委託先所在地 | 東京都 港区        |

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 投資対象とする外国投資信託の概要

### PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAークラスN (JPY)

(英領バミューダ諸島籍円建外国投資信託)

| ＜運用の基本方針＞  |   |
|------------|---|
| 実質的な主要投資対象 | 世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等   |
| 投資方針       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）*受益証券への投資を通じて、世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等に実質的に投資を行ない、インカムゲインの最大化と長期的な値上がり益の獲得を目指します。</li> <li>・*マスターファンドといいます。</li> <li>・通常、総資産の65%以上を世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等に実質的に投資します。</li> <li>・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として0～8年の範囲で調整します。</li> <li>・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、投資顧問会社が、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。ただし、総資産の15%以内の範囲で、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを、実質的に保有することができます。</li> <li>・原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。</li> </ul> |
| 主な投資制限     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイ・イールド債券等（ムーディーズ社、S&amp;P社、フィッチ社、もしくはその他の一般的に認められた格付機関により、投資適格未満の格付を付与された債券等（格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。））への実質投資割合は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。</li> <li>・新興国の発行体が発行する銘柄への実質投資割合は総資産の20%以内とします。</li> <li>・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>  |
| 収益分配方針     | 毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。   |
| 償還条項       | 投資顧問会社による償還決議がなされた場合、受益者の利益に反する場合、また受益者による償還決議がなされた場合等には、ファンドを償還する場合があります。  |
| ＜主な関係法人＞   |   |
| 管理会社       | パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー   |
| 投資顧問会社     | メイブルズ・トラスティ・サービシズ（バミューダ）リミテッド   |
| 受託会社       | メイブルズ・トラスティ・サービシズ（バミューダ）リミテッド   |
| 管理事務代行会社   | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー   |
| 保管受託銀行     | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー   |
| 名義書換事務受託会社 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エー  |
| ＜管理報酬等＞    |   |
| 信託報酬       | なし  |
| 申込手数料      | なし  |
| 信託財産留保額    | なし  |
| その他の費用     | 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。  |

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

\* 上記は2025年2月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

### 主な投資制限

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 株式への投資割合     | 株式への直接投資は行ないません。        |
| 外貨建資産への投資割合  | 外貨建資産への直接投資は行ないません。     |
| デリバティブの利用    | デリバティブの直接利用は行ないません。     |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |

### 分配の方針

原則、毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|                |   |
|----------------|---|
| 債券価格変動リスク      | <p>債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。</p>   |
| バンクローンの価格変動リスク | <p>バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドの実質的な投資対象にはバンクローンが含まれますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる格付の低いバンクローンについては、格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売却できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。</p>   |
| 為替変動リスク        | <p>ファンドが投資する「クラスN（JPY）」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことにより、米ドル建ての資産については為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、総資産の15%を上限として実質的に保有する米ドル建て以外の通貨エクスポージャー部分については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。この場合、当該通貨が米ドルに対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。また、円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p> |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。





# 投資リスク

## ■ その他の留意点

### ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの主要投資対象である外国投資信託は、マスターファンドを通じて運用を行いません。そのため、マスターファンドを投資対象とする他のファンドおよびクラスに追加設定・買戻し（解約）等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マスターファンドにおいて売買等が生じた場合などには、外国投資信託の純資産価格に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。  
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- 外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF<sup>\*</sup>（ノン・デリバブル・フォワード）を用いる場合があります。  
NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。  
<sup>\*</sup>NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。





# 投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

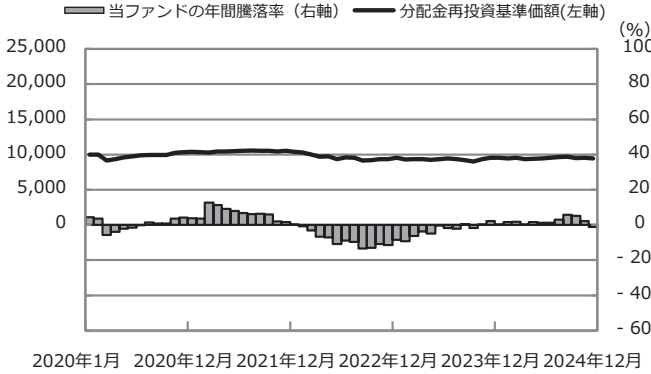
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



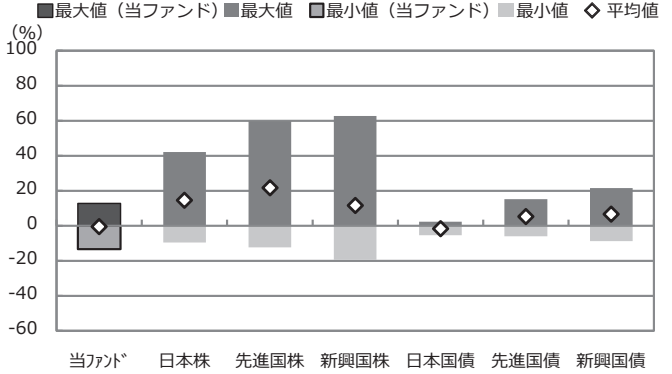
# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2020年1月末～2024年12月末：月次)

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 12.8   | 42.1  | 59.8   | 62.7   | 2.3   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 13.4 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | △ 0.4  | 14.7  | 21.7   | 11.7   | △ 1.7 | 5.3   | 6.6   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。  
 \* 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \* 決算日に対応した数値とは異なります。  
 \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

#### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

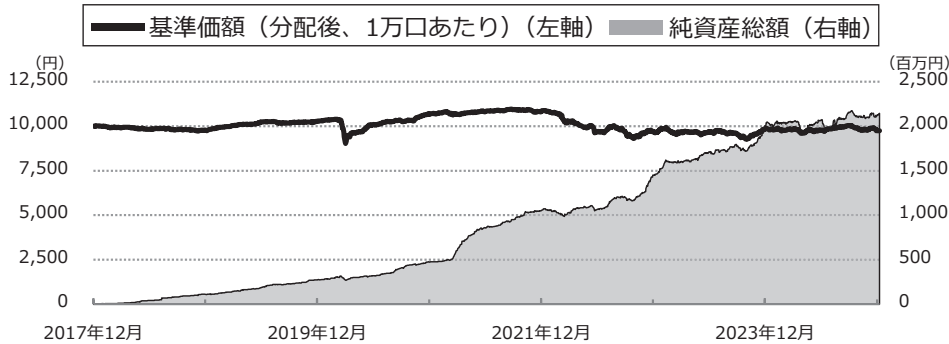
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
  - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は正確なものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# 運用実績 (2024年12月30日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

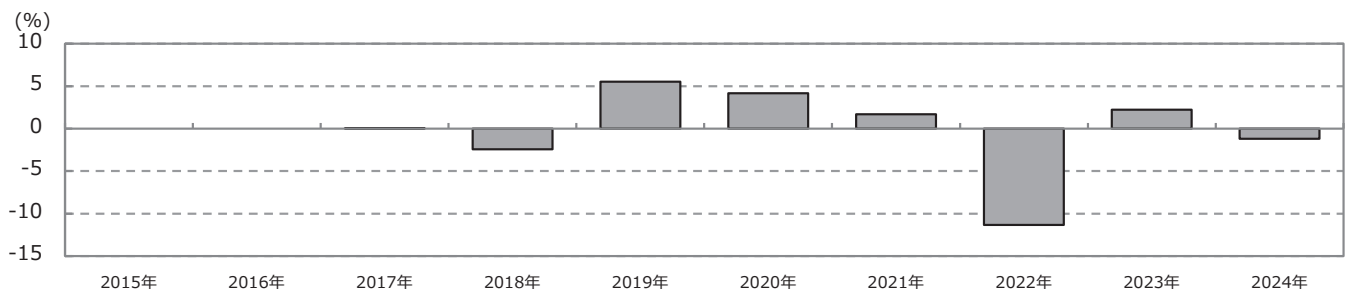
|          |      |
|----------|------|
| 2024年12月 | 0 円  |
| 2023年12月 | 0 円  |
| 2022年12月 | 0 円  |
| 2021年12月 | 10 円 |
| 2020年12月 | 10 円 |
| 設定来累計    | 30 円 |

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄                             | 種類             | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------------|----------------|----------|
| 1  | GNMA II TBA 4.0% FEB 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 5.4      |
| 2  | GNMA II TBA 4.0% JAN 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 4.3      |
| 3  | GNMA II TBA 5.0% FEB 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 3.7      |
| 4  | GNMA II TBA 4.5% FEB 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 3.6      |
| 5  | GNMA II TBA 3.5% FEB 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 3.2      |
| 6  | GNMA II TBA 3.0% FEB 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 3.1      |
| 7  | FNMA TBA 6.5% FEB 30YR         | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 2.5      |
| 8  | GNMA II TBA 5.5% JAN 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 2.5      |
| 9  | GNMA II TBA 5.0% JAN 30YR JMBO | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 2.0      |
| 10 | FNMA TBA 5.5% FEB 30YR         | 米国政府系住宅ローン担保証券 | 2.0      |

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2017年は設定日(2017年12月22日)から年末までの収益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |  |
|-------------------|--|
| 購入単位              | 1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）  |
| 購入価額              | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）   |
| 購入代金              | 原則、購入申込日の翌々営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。  |
| 購入の申込者の制限         | 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。                                 |
| 換金単位              | 1口単位   |
| 換金価額              | 換金申込日の翌営業日の基準価額  |
| 換金代金              | 原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。<br>なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。        |
| 申込締切時間            | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。<br>（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）                |
| 購入の申込期間           | 2025年2月28日から2026年2月26日まで<br>*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                   |
| 換金制限              | 大口換金には制限を設ける場合があります。   |
| 申込不可日             | 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。                                  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。         |
| 信託期間              | 無期限（2017年12月22日設定）   |
| 繰上償還              | 主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。<br>また、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。                     |
| 決算日               | 原則、毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）  |
| 収益分配              | 年1回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）   |
| 信託金の限度額           | 1兆円  |
| 公告                | 原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。               |
| 運用報告書             | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。   |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除の適用はありません。<br>*上記は2024年12月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |  |   |  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
|---------------------|--|---|--|-------------------|-------------------------|------|--|------|--|------|---|
| 購入時手数料              | ありません  |   |  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
| 信託財産留保額             | ありません  |   |  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |  |   |  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.10% (税抜年1.00%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先<br/>および<br/>役務の<br/>内容</td> <td>委託会社</td> <td>           ファンドの運用とそれに伴う調査、<br/>受託会社への指図、<br/>法定書面等の作成、<br/>基準価額の算出等<br/>           年0.72%         </td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>           口座内でのファンドの管理<br/>および事務手続き、<br/>購入後の情報提供、<br/>各種書類の送付等<br/>           年0.25%         </td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>           ファンドの財産の保管・管理、<br/>委託会社からの指図の実行等<br/>           年0.03%         </td> </tr> </tbody> </table> <p>【運用の委託先の報酬】<br/>運用の委託先であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産に属する外国投資信託受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.50%の率を乗じて得た額とします。</p> | 信託報酬率                                     |  | 年1.10% (税抜年1.00%) | 支払先<br>および<br>役務の<br>内容 | 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、<br>受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、<br>基準価額の算出等<br>年0.72% | 販売会社 | 口座内でのファンドの管理<br>および事務手続き、<br>購入後の情報提供、<br>各種書類の送付等<br>年0.25% | 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、<br>委託会社からの指図の実行等<br>年0.03% |
|                     | 信託報酬率  |   | 年1.10% (税抜年1.00%)  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
|                     | 支払先<br>および<br>役務の<br>内容  | 委託会社                                      | ファンドの運用とそれに伴う調査、<br>受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、<br>基準価額の算出等<br>年0.72% |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
|                     |  | 販売会社                                      | 口座内でのファンドの管理<br>および事務手続き、<br>購入後の情報提供、<br>各種書類の送付等<br>年0.25%     |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
| 受託会社                |  | ファンドの財産の保管・管理、<br>委託会社からの指図の実行等<br>年0.03% |  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |
| その他の費用・手数料          | <p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li> <li>・ ファンドに関する租税</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>   |   |  |                   |                         |      |  |      |  |      |   |



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金   |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

\* 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

## （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

|      | 総経費率<br>(①+②+③+④) | ①ファンドの運用<br>管理費用の比率 | ②ファンドのそ<br>の他費用の比率 | ③投資先ファンド<br>の運用管理費用の<br>比率 | ④投資先ファンド<br>の運用管理費用以<br>外の比率 |
|------|-------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|
| ファンド | 1.14              | 1.09                | 0.00               | —                          | 0.05                         |

(2023年12月7日～2024年12月6日)

\* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。

\* 各比率は、年率換算した値です。

\* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

\* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

\* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

\* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

\* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

\* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

\* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

